

第 4018 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2010年)平成22年 6月15日 火曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 消費税法の改正

**Q**：消費税法が改正され、一定の資産を取得した場合には、3年間のしほりができたようですが、どのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

少しわかりづらいので、ポイントを説明しますと、次の①、②のいずれにも該当する事業者は、免税事業者になることや簡易課税制度を適用して申告することが一定期間制限されることになりました。

- ① イ．課税事業者選択届出書を提出し、平成22年4月1日以後開始する課税期間から課税事業者となる場合  
 ロ．資本金1千万円以上の法人を設立した場合
- ② イ．課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に  
 ロ．新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に  
 調整対象固定資産の課税仕入を行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合は、調整対象固定資産の課税仕入を行った日の属する課税期間の初日から、原則として3年間は、免税事業者になることができませんし、また、簡易課税制度を適用して申告することもできない（一般課税によって確定申告することになります）ということになりました。

